

議案第28号

木津川市山城コミュニティセンターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、下記のとおり木津川市山城コミュニティセンターの指定管理者を指定するため、議会の議決を求める。

令和4年2月24日提出

木津川市長 河井 規子

記

1 施設の名称及び所在地

名 称 木津川市山城コミュニティセンター
(やすらぎコミュニティセンター)

所在地 京都府木津川市山城町椿井北代102番地

2 指定管理者 京都府木津川市木津川端19番地

社会福祉法人 木津川市社会福祉協議会
会長 馬 泰子

3 指定期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

参考資料（議案第28号）

木津川市山城コミュニティセンターの指定管理者の指定について

1 指定管理者の概要

- (1) 団体名 社会福祉法人 木津川市社会福祉協議会
- (2) 代表者名 会長 馬 泰子
- (3) 所在地 京都府木津川市木津川端19番地
- (4) 設立年月日 平成19年3月12日
- (5) 資本金 4,000,000円

2 選定理由

公募により指定管理候補者として申請があった木津川市社会福祉協議会は、木津川市山城コミュニティセンター指定管理者選定委員会において、安定的な経営基盤を有していること、公共施設の管理運営技術・専門的技能を有していること、市と密接に連携し管理運営を行うことができること、施設業務について相当の知識及び経験を有する者を当該事務に従事させることができること、関係法令及び条例の規定を遵守し適正な管理運営ができること、地域に密着した立場から利用者のサービス向上を図ることができることなどの観点から指定管理者として適切であると判断した。

3 指定管理者に行わせる業務

- (1) 山城コミュニティセンターの使用の許可に関する業務
- (2) 山城コミュニティセンターを含む建物内の施設、設備の一体的な維持管理に関する業務